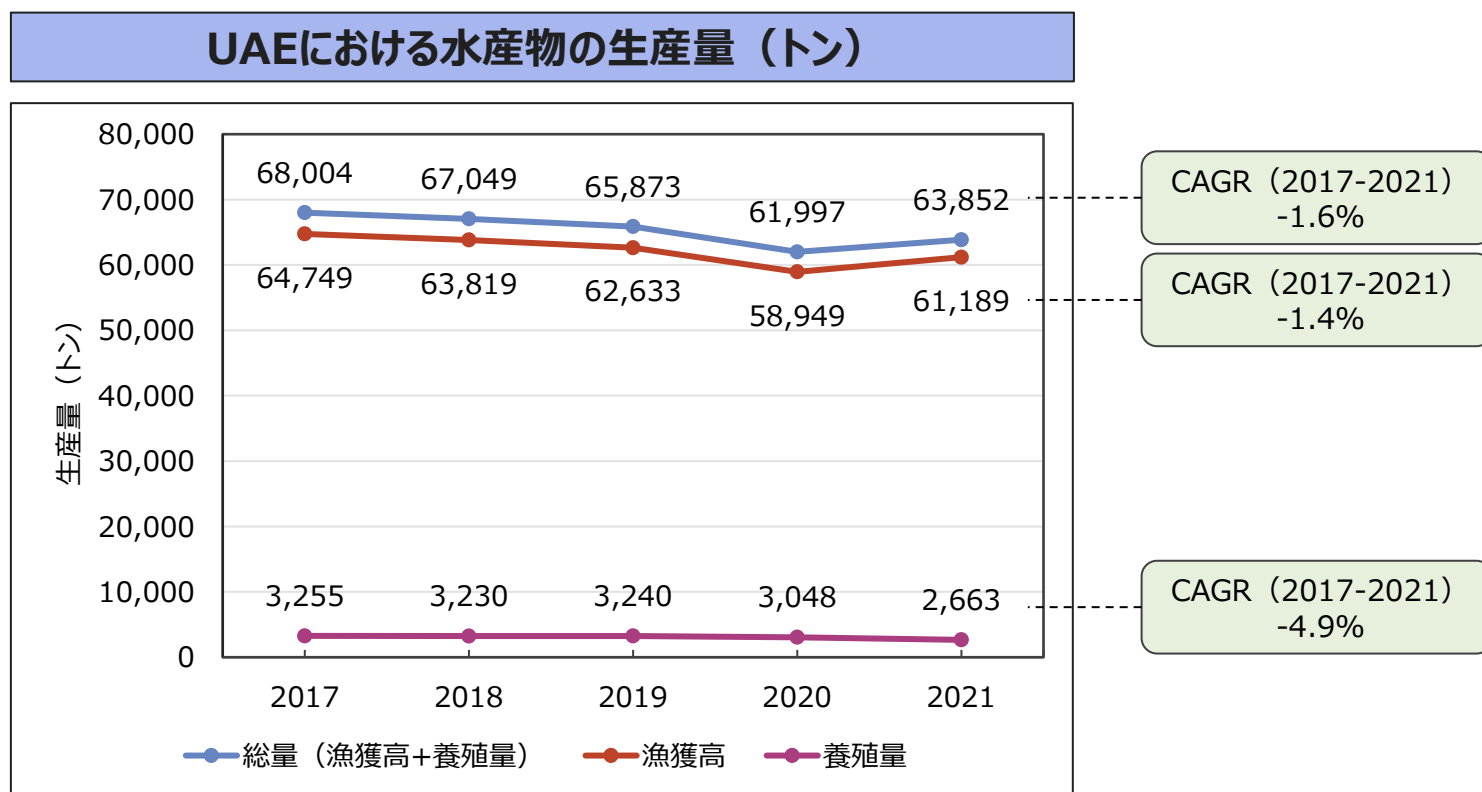


- 市場概要
- 流通構造
- **調査対象品目別調査・分析**
 - 菓子類（米菓、スナック菓子）
 - **水産物（ブリ、ホタテ）**
- 食品の輸入方法・手続き
- 輸入品に係るハラール認証
- 食品の輸入・流通に係る障壁と輸出拡大に向けた方策案

水産物：UAEにおける水産物の生産量

UAEの2021年の水産物の総生産量は約6.4万トンであり、これは国内需要の25%程度である（国連食糧農業機関によると水産物の国内需要は約23.6万トンと推定）。不足分は主に周辺国や東南アジアなどからの輸入でまかなっている。2020-2021年は新型コロナウイルスの影響で生産量が一時的に減少した。UAEで漁獲される主な魚種はティラピア（カワスズメ科）、ハムール（クエの仲間）、シマガツオなどである。

本調査では、事前調査において各種水産物の市場拡大のポテンシャルや輸入・流通上の懸念等を検討し、ブリ・ホタテを調査対象として選定した。現地漁業関係者の情報によるとUAEにおけるブリ、ホタテの漁獲高はほぼ無いと推定される。



ブリ：主な関連HSコードとその輸出入額

UAEは中東地域における物流の中心拠点としての役割を担っており、周辺の中東諸国への再輸出が多い。

HSコード0302-05（下表1列目）「魚類（生鮮、冷蔵、冷凍、フィレ、その他）」：2022年の輸入額は約3.4億米ドルで2018年以降CAGR2.2%で増加している。2022年の正味の輸入額（輸入額-輸出額）は約2.8億米ドルである。

HSコード0302.89-0304.89（下表2列目）「ブリ（合計）*を含むタイ、カツオ、サバなどの合計」：2022年の輸入額は約0.4億米ドルで2018年以降CAGR-3.8%で減少している。2022年の正味の輸入額（輸入額-輸出額）は約0.2億米ドルである。

HSコード	品目	輸入			輸出			2022年 輸入額-輸出額 差額（千米ドル） 輸出/輸入（%）
		2022年輸入額 （千米ドル） CAGR （2018-2022）	2022年輸入量 （トン） CAGR （2018-2022）	2022年 主な輸入元国 （輸入額ベース）	2022年輸出額 （千米ドル） CAGR （2018-2022）	2022年輸出量 （トン） CAGR （2018-2022）	2022年 主な輸出先国 （輸出額ベース）	
0302~ 0305	魚類（生鮮、冷蔵、冷凍、フィレ、その他）	340,169 2.2%	116,294 -7.5%	ルウェー 26% ベトナム 13% イラン 11%	63,943 -5.5%	18,712 -7.7%	サウジアラビア 27% オマーン 24% イラン 19%	276,226 (401億円) 18.8%
0302.89 0303.89 0304.49 0304.59 0304.89	ブリ（合計）*を含む タイ、カツオ、サバなどの 合計	41,986 -3.8%	63,656 14.8%	ミャンマー 14% オマーン 12% イラン 12%	24,375 -0.5%	6,078 -7.6%	オマーン 46% サウジアラビア 34% クウェート 12%	17,611 (26億円) 58.1%
0302.89	ブリ（生鮮、冷蔵）* を含むタイ、カツオ、サバ などの合計	17,749 -10.1%	43,910 24.1%	オマーン 29% イラン 29% エジプト 5%	10,821 14.9%	2,436 -0.7%	サウジアラビア 56% オマーン 36% クウェート 6%	6,928 (10億円) 61.0%
0303.89	ブリ（冷凍）*を含む タイ、カツオ、サバなどの 合計	20,735 2.4%	19,149 1.8%	ミャンマー 28% タイ 14% 米国 7%	8,310 -14.6%	2,618 -14.1%	オマーン 63% クウェート 21% カタール 6%	12,425 (18億円) 40.1%
0304.49 0304.59 0304.89	ブリ（フィレ、その他） *を含むタイ、カツオ、サ バなどの合計	3,502 5.5%	597 18.3%	日本 27% スペイン 15% ベトナム 13%	5,244 14.5%	1,024 -0.1%	サウジアラビア 42% オマーン 38% クウェート 10%	-1,742 (-3億円) 149.7%

ブリ：国別トン当たりの輸入金額

HSコード0302.89, 0303.89, 0304.49, 0304.59, 0304.89「ブリ（合計）*を含むタイ、カツオ、サバ等」：2022年、日本からUAEへの輸出額は約184万米ドル、輸入量は約82トンであった。国別トン当たりの輸入金額（2022年）を比較すると、日本産ブリの輸入価格は全世界平均に比べて約35倍となっている。日本から輸出される養殖ブリなどが高額であることに加えて、輸出額の大きいミャンマー、オマーン、イランなどが安価な冷凍魚類・鮮魚を輸出しているため価格差が広がっている。

ブリを含むタイ、カツオ、サバ等の国別トン当たりの輸入金額（米ドル/トン）

対象HSコード：0302.89, 0303.89, 0304.49, 0304.59, 0304.89

	輸出元国	2018	2019	2020	2021	2022	CAGR (2018-2022)
輸入額No. 1	日本	12,180	14,200	10,642	21,746	22,439	16.5%
輸入額No. 2	ミャンマー	748	721	702	780	724	-0.8%
輸入額No. 3	オマーン	1,070	1,442	1,381	546	265	-29.5%
	イラン	2,537	2,399	2,827	692	243	-44.4%
	その他	1,957	2,052	3,190	2,198	1,651	-4.2%
	全世界平均	1,335	1,534	1,974	1,091	659	-16.2%

高級な養殖ブリなどを含むとみられる

ホタテ：主な関連HSコードとその輸出入額

HSコード0307「軟体動物（貝類、いか、たこ等）」：2022年の輸入額は約0.5億米ドルで2018年以降CAGR8.4%で増加している。

HSコード0307.21-29（下表2列目）「ホタテ（合計）を含む、その他のいたやがい科の軟体動物」：2022年の輸入額は約692万米ドルで2018年以降CAGR11.7%で増加している。日本からの輸入額は約128万米ドルであり、2018年以降CAGR46.5%で増加している。

HSコード0307.22「ホタテ（冷凍）を含む、その他のいたやがい科の軟体動物」：2022年の輸入額は約192万米ドルで2018年以降CAGR6.0%で増加している。日本からの輸入は約79万米ドルであり、2018年以降CAGR56.4%で増加している。

HSコード	品目	輸入			輸出			2022年 輸入額-輸出額 差額（千米ドル） 輸出/輸入（%）
		2022年輸入額 （千米ドル） CAGR （2018-2022）	2022年輸入量 （トン） CAGR （2018-2022）	2022年 主な輸入元国 （輸入額ベース）	2022年輸出額 （千米ドル） CAGR （2018-2022）	2022年輸出量 （トン） CAGR （2018-2022）	2022年 主な輸出先国 （輸出額ベース）	
0307	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は…	47,817 8.4%	11,738 6.5%	中国 27% インド 16% ニュージーランド 10%	6,138 1.2%	1,258 4.1%	オマーン 28% サウジアラビア 23% クウェート 15%	41,679 (60億円) 12.8%
0307.21 0307.22 0307.29	ホタテ、その他のいたやがい科の軟体動物 (合計)	6,919 11.7%	435 7.2%	中国 51% 日本 18% 米国 14%	539 -5.8%	67 8.7%	オマーン 46% ヨルダン 11% クウェート 10%	6,380 (9億円) 7.8%
0307.21	ホタテ、その他のいたやがい科の軟体動物 (生鮮、冷蔵)	963 1.3%	52 -3.5%	米国 38% フランス 18% 日本 17%	10 -21.2%	0 -100%	サウジアラビア 90% その他 10%	953 (1億円) 1.0%
0307.22	ホタテ、その他のいたやがい科の軟体動物 (冷凍)	1,916 6.0%	104 -5.8%	日本 41% 中国 27% ベトナム 12%	139 -19.7%	8 -23.2%	クウェート 40% カタール 38% ヨルダン 11%	1,777 (3億円) 7.3%
0307.29	ホタテ、その他のいたやがい科の軟体動物 (その他、くん製)	4,040 19%	279 19.5%	中国 75% 米国 15% 日本 8%	390 4.8%	59 25.2%	オマーン 64% ヨルダン 12% バーレーン 11%	3,650 (5億円) 9.7%

ホタテ：国別トン当たりの輸入金額

ホタテの生鮮・冷蔵（0307.21）*：日本産ホタテのトン当たりの輸入金額は全世界平均の約1.8倍程度となっている。

ホタテの冷凍（0307.22）*：日本産ホタテのトン当たりの輸入金額は全世界平均の約2倍程度となっている。

ホタテの生鮮・冷蔵（0307.21）*の国別トン当たりの輸入金額（米ドル/トン）

	輸出元国	2018	2019	2020	2021	2022	CAGR (2018-2022)
輸入額No. 1	米国	27,500	32,667	31,875	41,111	45,625	13.5%
輸入額No. 2	フランス	7,500	15,500	22,400	20,143	21,375	29.9%
輸入額No. 3	日本	29,667	30,667	21,000	25,750	33,000	2.7%
	その他	9,923	14,462	12,125	5,293	21,333	21.1%
	全世界平均	15,217	16,631	18,700	10,216	18,519	5.0%

ホタテの冷凍（0307.22）*の国別トン当たりの輸入金額（米ドル/トン）

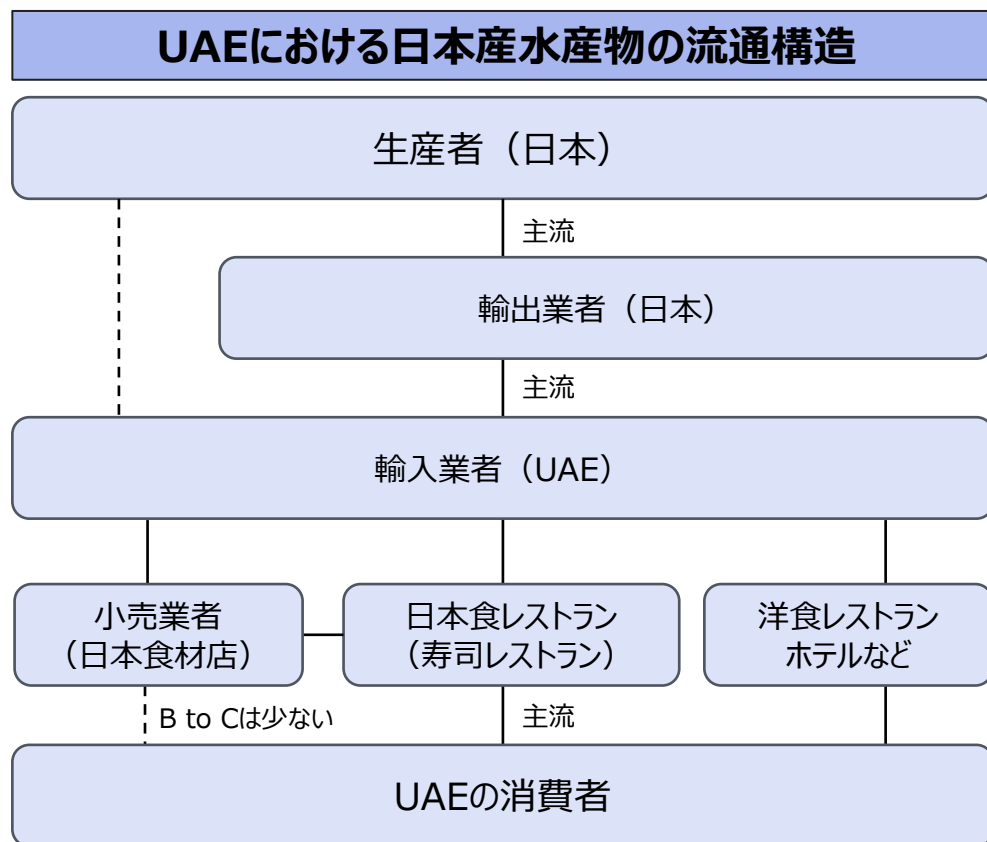
	輸出元国	2018	2019	2020	2021	2022	CAGR (2018-2022)
輸入額No. 1	日本	44,000	43,600	35,800	29,875	35,864	-5.0%
輸入額No. 2	中国	4,787	1,480	0	1,545	15,294	33.7%
輸入額No. 3	ベトナム	0	0	0	16,000	6,818	-57.4%
	その他	16,561	17,576	14,696	90,500	57,000	36.2%
	全世界平均	11,492	14,385	18,821	16,214	18,423	12.5%

水産物（ブリ・ホタテ）の流通構造

日本産水産物（ブリ・ホタテ）の流通構造は以下の通りとなっている。

日本産ブリ：UAEにおいてはB to B（主に日本食レストラン）の流通が主流であり、日本食材店においてB to Cの流通を確認した。

日本産ホタテ：B to B（主に日本食レストラン）の流通が主流であり、一部のスーパーマーケット（富裕層向け）や日本食材店においてB to Cの流通を確認した。



輸出業者
（日系商社）

- ・サーモンはヨーロッパ圏から良質なものが大量に輸入されているので、うちは差別化を図ってマグロやブリを卸している
- ・顧客はレストラン（日本食、フレンチ、イタリアン）がメイン。ブリはアラブ料理には使われない
- ・UAEの輸入手続きや規制は法整備がしっかりしており、手続き上困ることはない

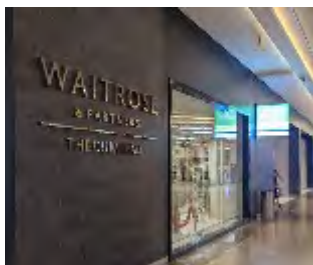


輸入業者
（UAE）

- ・我々輸入業者にとって、小売業者の意思決定者と良好な関係を築くことが非常に重要
- ・現地人だけでなく、外国人労働者のニーズを理解して適応しなければいけない。インドの製品は外国人労働者からのニーズが大きい
- ・商談の際はサンプル商品を提示してほしい

水産物：UAEにおける流通状況 ドバイ

主要都市ドバイ及びアブダビにおいて、ハイパーマーケット・スーパーマーケット・中小型食料品店（地元民向け）・日本食材店・魚市場等を訪問し、UAEにおける水産物の流通状況を調査した。中間～富裕層をターゲットとしているハイパーマーケットやスーパーマーケットにおいては、水産物の陳列棚数は店舗総棚数のうち4～5%程度であった。

店舗名	Day to Day	Carrefour	Lulu	Waitrose
都市	ドバイ	ドバイ	ドバイ	ドバイ
種類	スーパーマーケット (大衆層向け)	スーパーマーケット	ハイパーマーケット	ショッピングモール (富裕層向け)
総棚数	204	192	148	132
水産物の棚数 (総棚数に対する割合)	0 (0%)	7 (4%)	7 (5%)	5 (4%)
写真				

ドバイにて店頭調査を行ったその他店舗：West Zone、Spinneys、Choithrams、Aswaaq、Golden Day、Friendsなど

水産物：UAEにおける流通状況 ドバイ

地元民向け（大衆層）のスーパーマーケットや日本食材店における、水産物の店舗占有割合は以下の通りとなっている。

店舗名	Baqer Mohebi	Zoom	Dean's Fujiya	Gourmet-ya
都市	ドバイ	ドバイ	ドバイ	ドバイ
種類	スーパーマーケット (大衆層向け)	スーパーマーケット	日本食材店	日本食材店
総棚数	48	32	20	10
水産物の棚数 (総棚数に対する割合)	1.5 (3%)	0 (0%)	1 (5%)	1 (10%)
写真				

ドバイにて店頭調査を行ったその他店舗：West Zone、Spinneys、Choithrams、Aswaaq、Golden Day、Friendsなど

- 顧客はUAEに住んでいる日本人が中心で60-70%を占める
- その他アジア系の顧客が10-20%程度であり、UAE人の顧客は10%程度となっている



日本食材店
関係者

水産物：UAEにおける流通状況 アブダビ

アブダビにおいても下表の店舗に加えてLuluやCarrefourなどの大手小売業者の店頭調査を行った。店頭調査（ヒアリング含む）を行った範囲では、ドバイとアブダビの系列店舗での品揃えは非常に類似しており都市間で販売商品や価格に差は見られなかった。アブダビにおける水産物の店舗占有割合は、ドバイと同様の傾向であった。

店舗名	Wast Zone	Viva	Coop	Samak Fish Market
都市	アブダビ	アブダビ	アブダビ	アブダビ
種類	ハイパーマーケット	スーパーマーケット	スーパーマーケット	魚市場
総棚数	48	48	48	3
水産物の棚数 (総棚数に対する割合)	1 (2%)	2 (4%)	0.5 (1%)	3 (100%)
写真				

アブダビにて店頭調査を行ったその他店舗：Lulu、Carrefourなど

水産物：UAEにおけるブリの販売状況

ドバイの日本食材店において冷凍の日本産ブリが店頭販売されており、販売価格は1kgあたり160～273AED（6,400～10,920円）となっている。現地漁業関係者によると、大手スーパーマーケットではタイ産や台湾産の輸入ブリが出回ることがあるというが、今回の調査では確認できなかった。

日本食材店D（ドバイ）



日本食材店E（ドバイ）



写真

日本産



日本産



種類

冷凍ブリ
(切り身)冷凍ブリ
(半身)

容量

145 g

1910 g

価格

40 AED

306 AED

価格/kg

273 AED

160 AED

店舗

日本食材店

日本食材店

水産物：UAEにおけるホタテの販売状況

ドバイのスーパーマーケット（富裕層向け）や日本食材店において日本産ホタテが店頭販売されている。日本産の冷蔵ホタテは、英国産の冷蔵ホタテの1.1倍程度の販売価格である。また、日本産の冷凍ホタテは、中国産の冷凍ホタテとほぼ同価格であった。

	日本産 (北海道)	英国産	日本産 (北海道)	中国産
写真				
種類	冷蔵ホタテ	冷蔵ホタテ	冷凍ホタテ	冷凍ホタテ
容量	N/A	N/A	1 kg	145 g
価格	N/A	N/A	295 AED	40 AED
価格/kg	375 AED	330 AED	295 AED	283.5 AED
店舗	富裕層向け スーパーマーケット	富裕層向け スーパーマーケット	日本食材店	日本食材店

日本産ホタテの1kgあたりの販売価格

冷蔵：15,000円

冷凍：11,800円

外国産

冷蔵（英国産）：
13,200円

冷凍（中国産、割引前）：11,340円

注：1AED=40円で換算

参考：富裕層向けスーパーマーケットC店（ドバイ）

富裕層向けスーパーマーケットC店では、様々な高級輸入魚や甲殻類が冷蔵コーナーに美しく陳列されている。他にも、魚卵や魚介加工品などが幅広く販売されており、調査を行った店舗の中で最も水産物の種類が豊富（百種類以上）であった。

店舗写真



参考：富裕層向けスーパーマーケットC店（ドバイ）

富裕層向けスーパーマーケットC店では、様々な高級輸入魚や甲殻類が冷蔵コーナーに美しく陳列されている。他にも、魚卵や魚介加工品などが幅広く販売されており、調査を行った店舗の中で最も水産物の種類が豊富（百種類以上）であった。

店舗写真



写真

種類

価格/kg

ノルウェー産

サーモン
(切り身)

125 AED

産地不明

マグロ
(切り身)

125 AED

英国産

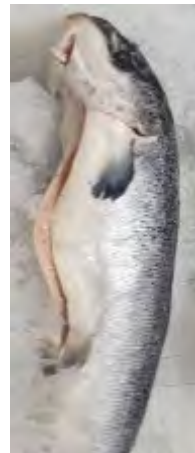
冷蔵ホタテ
(殻付き)

165 AED

注：1AED≒40円

参考：大手スーパーマーケットA店（ドバイ）

大手スーパーマーケットA店では、現地産や輸入魚が販売されている。現地産の魚の1kgあたりの販売価格はおおよそ15～30AED（600～1,200円/kg）となっている。

店舗写真	写真	UAE産	UAE産	ノルウェー産
				
	種類	ティラピア	シェリー (フエフィダイ科)	サーモン
	価格/kg	30 AED	31 AED	60 AED

参考：魚市場（アブダビ）

アブダビの魚市場では、主に近海で水揚げされた数十種の魚類、エビなどを販売している。客層としてはレストラン関係者や大衆～中位層の一般消費者が中心と見られる。UAEにおける魚類（ブリを含む）の調理法としては、焼き料理（バターソテー、香草類、スパイスなど）、揚げ料理（小麦粉とスパイスをまぶしてオリーブオイルで揚げる）、煮付け（トマト、シチュー風）などが一般的である。ホタテは、日本食以外の料理法では、洋風のバターソテー（ニンニク、パセリ、レモン汁など）やパスタ・シチューの具材として使用されることが多い。



注：1AED≒40円

水産物：オンラインショップ調査

UAEでメジャーなオンラインショップであるCarrefour（フランス系オンラインショップ）における、主要製品の価格帯を確認。

1kgあたりの価格帯：近海の魚は約15～20AED（約600～800円）、日本産ホタテは約280AED（約11,200円）

オンラインショップ	Carrefour Online 					
ブランド	-	-	-	Al Fumo	-	-
製造国*	エジプト	UAE	ノルウェー	UAE	UAE	日本
包装/個入	ばら売り	ばら売り	ばら売り	1パック	1パック	ばら売り
種類	ティラピア	サバ	サーモン切身	スモークサーモン	マグロ切り身	ホタテ（冷凍）
重さ（グラム）**	600	600	500	150	300	200
価格（AED）***	7.5	11.97	52.3	28.9	39.95	55.99
1kgあたりの価格（AED）	12.5	20	105	19	133	280
写真						

注：1AED = 40円で換算

出典：Carrefour Online (<https://www.carrefouruae.com/mafuae/en/>)

*商品ページより製造国を推定（実際の製造国とは異なる可能性あり）

**重さは原則Net weight（包装品の重さは含まない）

***価格はVAT（5%）を含む。125AED（約5,000円）以上の商品購入で送料無料

水産物（ブリ・ホタテ）：UAEにおける消費状況

主要都市ドバイ及びアブダビにおいて、レストラン（主に日本食レストラン、寿司レストラン）を訪問し、UAEにおけるブリ・ホタテの消費状況を調査した。（以下、ブリ・ホタテを使用した商品を販売している店舗を抜粋して情報を掲載）

寿司レストラン（ドバイ）



水産物（ブリ・ホタテ）：UAEにおける消費状況

主要都市ドバイ及びアブダビにおいて、レストラン（主に日本食レストラン、寿司レストラン）を訪問し、UAEにおけるブリ・ホタテの消費状況を調査した。（以下、ブリ・ホタテを使用した商品を販売している店舗を抜粋して情報を掲載）

高級日本食レストラン（アブダビ）

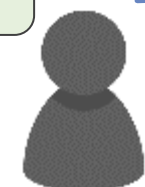


ブリ（2貫）
75 AED
約3,000円

ホタテ（2貫）
66 AED
約2,640円

ブリ（3切れ）
75 AED
約3,000円

ホタテ（3粒）
66 AED
約2,640円



寿司レストラン
関係者（ドバイ）

- 一般的な寿司レストランの顧客は、20%程度がUAE人（中位～富裕層）
- 外国人の顧客は、日本人やフィリピン人（富裕層）などのアジア系やヨーロッパ人が多い
- UAE人は生魚はあまり好まず、天ぷら、鉄板焼き、ラーメンなどを好んで食べる
- 魚の生食を好むUAE人の割合は10～20%程度（サウジアラビア人よりは生魚に抵抗がない）

注：1AED=40円で換算

水産物（ブリ・ホタテ）：UAE市場への輸出拡大の方策案

日本産ブリ・ホタテが抱える課題	改善策・提案
魚の生食に対するトライ率が低い UAE人や外国人（インド人、パキスタン人、バングラデシュ人が中心）は魚の生食に抵抗があり、生の魚料理を好んで食すのは10～20%程度と言われている	- まずは日本産の水産物にトライしてもらうために、ブリの照り焼きやホタテの醤油バター焼きなどの代表的な調理法とともに日本産の水産物をレストランやホテルに対して訴求することが重要である。訴求方法としては、食品展示会（Gulfood）を活用したり、レストラン・ホテルと協業でプロモーションイベントを開催することが考えられる。その際、UAE人や外国人（インド人など）の嗜好・味覚を考慮して、濃い目の味付け、スパイスを効かせた味付けにチューニングすることも検討した方がよい - UAE人が魚の生食にトライしたくなるような“折衷案メニュー”の提案・調理法の発信も効果が期待できる - ホタテの炙り寿司（表面の焦げにより生魚感が薄れる） - ブリのカルパッチョ（ビネガー等の調味料により生魚の臭みを和らげる） - 同国インフルエンサーとのコラボレーションで寿司レストランのレビューや日本産ブリ・ホタテの料理動画などを発信し、特に若年層へSNSを通して訴求することでトライ率向上が期待できる
一般消費者との接点が少ない UAEにおいて日本産ブリ・ホタテのB to C流通量は少なく、一般消費者と日本産ブリ・ホタテの接点は日本食レストラン・寿司レストランが主である	- 長期的には、B to C流通量を増加させるため輸出業者（日本）、輸入業者（UAE）へアプローチして小売店舗での販売を増やし、一般消費者からの認知度を向上させる - 流通価格を考慮すると、中位～富裕層向けの手スーパーマーケット/ハイパーマーケット/ECや日本食材店をターゲットとすべきである

説明項目

- 市場概要
- 流通構造
- 調査対象品目別調査・分析
 - 菓子類（米菓、スナック菓子）
 - 水産物（ブリ、ホタテ）
- **食品の輸入方法・手続き**
- 輸入品に係るハラール認証
- 食品の輸入・流通に係る障壁と輸出拡大に向けた方策案

UAEにおける主な農水関連政府組織

主な農水関連政府組織	略称	概要
気候変動・環境省 (Ministry of Climate Change and Environment)	MOCCAE	- 食品安全規制や法律を制定・執行する - 生きた動物、生の農作物、植物、種子、及び魚介類の輸入規制を管理する - 国外のと畜場・食肉処理場の認定を行う
産業・先端技術省 (Ministry of Industry and Advanced Technology)	MoIAT	- MoIATはUAEの基準設定機関であり、2020年7月に先進技術担当国務大臣室、ESMA (Emirates Authority for Standardization and Metrology)、エネルギー・インフラストラクチャー省の産業部門を統合して新設された - UAEの食品基準や規制のコピーはMoIATのウェブサイトからオンラインで購入できる - UAEにおいて、ハラール認証団体の認可を担当する組織である 2024年2月現在、日本では下記2団体が認可されている - 日本イスラーム文化センター (JIT)、Prime Certification and Inspection Company Ltd. Japan (PCIC) (出典：EIAAC : Emirates International Accreditation Centre)
湾岸協力会標準化機構 (GCC* Standardization Organization)	GSO	- 湾岸協力理事会 (GCC*) の一部として設立された組織であり、製品の品質、安全性、及び環境への影響に関する標準を策定し、GCC地域における標準化を促進している - GSOの食品関連基準と規制は、GCC地域に食品を輸入する際の主な参考資料となる

*GCC (Gulf Cooperation Council) : 湾岸協力理事会

1980年にサウジアラビア、アラブ首長国連邦 (UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェートによって設立。防衛・経済をはじめとするあらゆる分野における参加国間での調整、統合、連携を目的としている。

*UAEにおける輸入規制は、UAEの基準及びGSOの基準に原則準拠しており、港等における通関・安全検査等は各首長国の税関及び食品安全局や食品管理庁が監督している。

UAEにおける食品輸入に関連する規制・基準の概要

概要

ハラール規制

- UAEのハラール規制はUAE基準（UAE.S 2055 -1など）やGSO基準（UAE.S GSO 713など）に準拠する
- 牛肉や鶏肉などの食肉及び肉関連製品はハラール認証の取得が必要である
- UAEでは豚肉やアルコール類などのハラーム*商品（*イスラム法によって「禁じられているもの」を意味している）は、隔離するなど場所を限定して管理されるノンハラール食品売り場（非イスラム教徒専用コーナー）において一部流通している
※ハラール規制の詳細は「輸入品に係るハラール認証」をご参照ください

食品の主な輸入規制

- ハラーム商品（豚肉やアルコール類など）：原則輸入禁止であるが、特別に取扱許可を取得した輸入商社による輸入、同許可を得たレストラン・小売店における販売は可能である
- 牛肉：日本産和牛は輸出可能であるが、ハラールと畜証明書発行機関によって承認され、UAEから牛肉輸出施設として登録されたと畜及び食肉加工場で加工・処理された牛肉に限られる
- 鶏肉：未解禁（2024年2月現在）
- 水産物：天然・養殖を明示する必要があり、養殖の場合は動物由来原料を含む飼料を与えていない旨の証明書が必要（衛生証明書の代替であり、日本の商工会議所でサイン証明を受ける必要がある）
- 植物検疫：果物、野菜、コメは輸入元国の植物検疫証明書を添付する必要がある

食品添加物

- UAEで使用できる食品添加物は、コーデックス基準を採用したUAE.S 192:2019などによって規定されている
- コーデックスの参照が無い場合、UAEは欧州の基準を参照することを認めている
- 輸出者は食品添加物についてUAEの承認を受け、製品ラベルに明記する必要がある

残留農薬

重金属及び汚染物質

- 食品中に残留する動物医薬品の最大残留許容量にコーデックス基準を採用しており、以下の基準などが適用される
 - UAE.S MRL 1/2019 農産物・食品中の農薬の最大残留基準値
 - UAE.S GSO 2481:2021 食品中の動物用医薬品の最大残留基準値
- 重金属及び汚染物質に関する主な基準**
 - UAE.S CAC 193 :2013 食品と飼料中の汚染物及び毒素
 - UAE.S 1016:2017 食品の微生物学的基準
 - UAE.S/ GSO 998:1998 放射能（ガンマ線、セシウム134及び137）の上限に関する規制

**UAE政府は、2020年12月10日付で東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃した

出典：米国農務省（2022）『Food and Agricultural Import Regulations and Standards Country Report United Arab Emirates』、みずほ銀行（2023）『ハラール及びコーシャマーケットにおける、認証食品を含めた日本産品の輸出環境実態調査』、MoIATウェブサイト等よりGlobal Angle作成

UAE向け食品輸出プロセスの概要

概要

1. ラベル・包装要件

- 輸入食品はUAEのラベル及び包装基準に準拠する必要がある

2. 輸入食品の事前登録

- 輸入業者は事前にすべての製品をFIRS*システムもしくはZAD**システムに登録して、ラベル評価を申請する

3. 輸入手続き

- 必要書類（原産地証明書、インボイス、衛生証明書など）をシステムを通じて提出する

出荷

4. 通関・食品安全検査

- 輸入製品がシステムに登録された内容と一致していることを確認し、食品のリスク基準に従ってサンプル検査を実施する

5. 関税・手数料

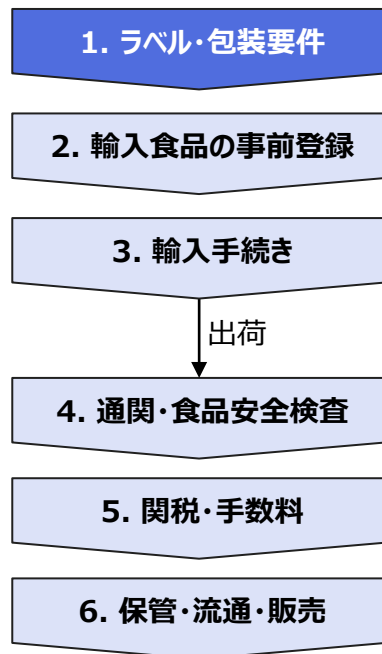
- 輸入業者は食品輸入に関連する関税及び手数料を支払う

6. 保管・流通・販売

- 食品の種類に応じて冷蔵施設や冷蔵・冷凍輸送が必要になる

*FIRS：ドバイ首長国の食品管理システム、**ZAD：MOCCAEのポータルサイト

UAE向け食品輸出プロセス 1. ラベル・包装要件 (1/3)



1. ラベル・包装要件

- UAEにおける輸入製品のラベル・包装に関する基準は、湾岸協力会標準化機構（GSO）の基準に則っている。これらの基準は更新されると旧版の基準は失効するため、常に最新の基準を参照する必要がある。UAEの食品基準や規制のコピーはMoIATのウェブサイトからオンラインで購入できる
- ラベル表示に関しては、GSO基準である「UAE.S 9:2022 包装食品のラベル表示（Labeling of prepackaged food stuffs）」、栄養成分の表記に関しては、「UAE.S GSO 2333:2022 栄養成分ラベルの要件（Requirements of nutritional labeling）」の要件を満たさなければならない。また、ドバイ市庁食品安全局等の各首長国の食品安全局や食品管理庁も食品のラベル表示に関する指針などを定めている
- ラベルへの記載が必要なもの
 - ラベルは英語及びアラビア語で表示しなければならない
 - ラベルについてはステッカーの貼付でもよい
 1. ブランド名
 2. 製品名（食品の説明の要約）
 3. 原材料（原材料を含有重量/容量の大きい順に）
 4. 製造日及び消費期限（消費期限や有効期限の表示が免除*されている場合を除く）
 5. 製造者、梱包者、販売者、または輸入者名
 6. 正味重量または容量
 7. 原産国（省略すると消費者の混乱や誤解を招く場合）
 8. 製品のバーコード
 9. ロット番号
 10. 保管条件（保管条件が製品の有効性に影響する場合）
 11. 過敏症を引き起こす可能性のある成分情報
 12. 使用説明（必要な場合）
 13. 栄養成分

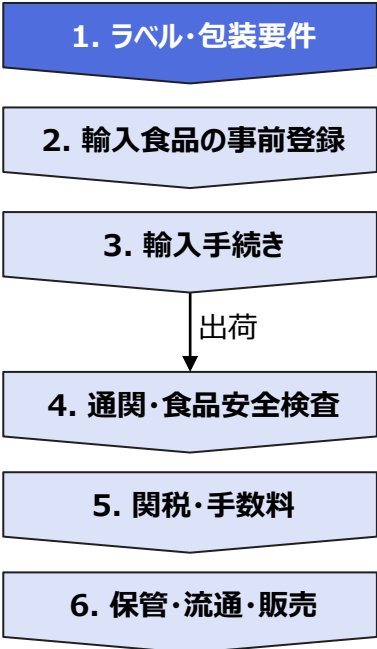
*UAE.S 9:2019によると、以下の製品は消費期限の記載が免除されるが、製品の性質に応じた生産日、収穫年、包装日を印刷する必要がある

- ・新鮮な果物や野菜
- ・ベーカリー製品またはケーキ（購入後24時間以内に消費されるもの）
- ・ガラス容器に詰めたお酢
- ・塩、固形糖 など

根拠法令及び関連リンク
(2024年2月現在)

- MoIATウェブサイト（基準・規制）：
<https://moiat.gov.ae/en/services?cat=Standards%2BServices&subcat=Selling%2BStandards>
- UAE.S 9:2022 包装食品のラベル表示（Labeling of prepackaged food stuffs）
- UAE.S GSO 2333:2022 栄養成分ラベルの要件（Requirements of nutritional labeling）
- JETRO アラブ首長国連邦 菓子の輸入規制、輸入手続き：
<https://www.jetro.go.jp/world/middle-east/ae/foods/exportguide/pastry.html>
- JETRO アラブ首長国連邦 水産物の輸入規制、輸入手続き：
<https://www.jetro.go.jp/world/middle-east/ae/foods/exportguide/marineproducts.html>

UAE向け食品輸出プロセス 1. ラベル・包装要件 (2/3)



1. ラベル・包装要件

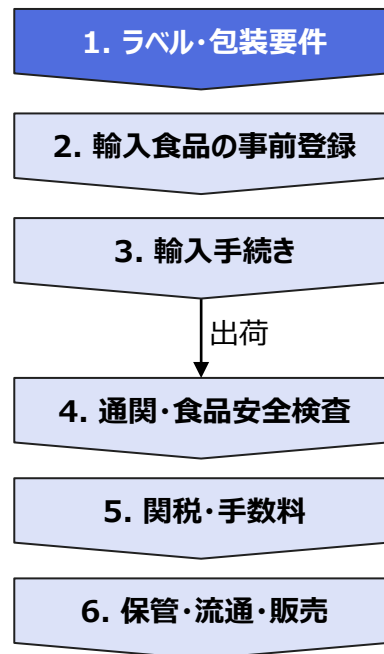
- 消費期限
 - 食品の消費期限の詳細については、「UAE GSO 150 -1:2013 食品の消費期限パートI：消費期限の義務 (Expiration dates for food products - Part 1 : Mandatory expiration dates)」及び「UAE.S GSO 150 -2:2013 食品の消費期限パートII：任意の消費期限 (Expiration dates for food products - Part 2 : Voluntary expiration dates)」で規定されている
 - 原則、製造年月日と消費期限を食品包装またはラベルに印刷する必要があるが、製造日から消費期限までが3カ月以上ある場合は、月と年のみの表示でよい。また、消費期限が3カ月以上の場合、製造日を省略できるルールがあるが、ドバイ酋長国のみで通用するルールのため、ほかの酋長国への運搬やGCCの他国へ再輸出ができない
- 食品表示・栄養表示用サンプル (米国農務省より)



- 根拠法令及び関連リンク (2024年2月現在)
- MoIATウェブサイト (基準・規制) : <https://moiat.gov.ae/en/services?cat=Standards%2BServices&subcat=Selling%2BStandards>
 - UAE.S 9:2022 包装食品のラベル表示 (Labeling of prepackaged food stuffs)
 - UAE.S GSO 2333:2022 栄養成分ラベルの要件 (Requirements of nutritional labeling)
 - UAE GSO 150 -1:2013 食品の消費期限パートI：消費期限の義務 (Expiration dates for food products - Part 1 : Mandatory expiration dates)
 - JETRO アラブ酋長国連邦 菓子の輸入規制、輸入手続き : https://www.jetro.go.jp/world/middle_east/ae/foods/exportguide/pastry.html
 - JETRO アラブ酋長国連邦 水産物の輸入規制、輸入手続き : https://www.jetro.go.jp/world/middle_east/ae/foods/exportguide/marineproducts.html

出典：米国農務省 (2022) 『Food and Agricultural Import Regulations and Standards Country Report United Arab Emirates』、みずほ銀行 (2023) 『ハラール及びコーシャマーケットにおける、認証食品を含めた日本産品の輸出環境実態調査』、JETROウェブサイト等よりGlobal Angle作成

UAE向け食品輸出プロセス 1. ラベル・包装要件 (3/3)



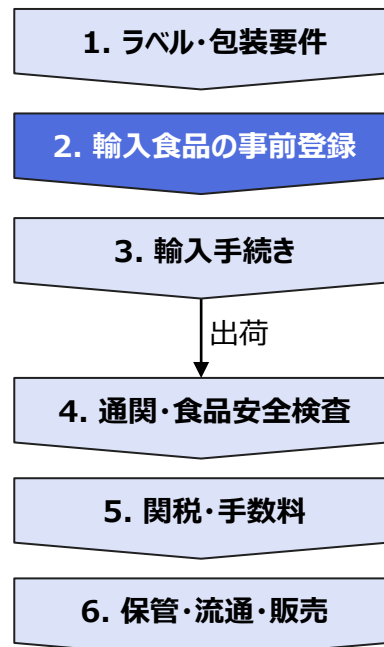
1. ラベル・包装要件

- UAEにおける食品の容器・包装に関する主な規制と要件
- 「UAE.S GSO 839 :2021 食品包装-パート1:一般的要件 (Food Packages - Part 1: General Requirements)」
 - 金属、ガラス、プラスチック、紙、カートン、多層織物、木製のパッケージなど、食品パッケージに関する規則を定めた一般要件
- 「UAE.S GSO 1863 :2013 食品包装-パート2:プラスチック包装の一般的要件 (Food packages - Part 2: Plastic package - General -requirements)」
 - 食品と接触するプラスチック包装に対する追加要求事項を定める
 - 塩化ビニルモノマーの濃度は、プラスチック材料1kgあたり1mg、ポリ塩化ビニル (PVC) 製のパッケージの場合は、包装された食品材料1kgあたり0.01mgを超えてはならない
 - プラスチック材料中のスチレンのモノマーの濃度は、ポリスチレンまたは変性ゴム質ポリスチレン製の包装の場合、非脂肪食品材料の包装では1重量%を超えてはならず、脂肪食品材料の包装では0.5%以下でなければならない
 - アクリロニトリルモノマーの濃度は、アクリロニトリル製のパッケージの場合、プラスチック材料1kgあたり0.005mg、食品材料1kgあたり0.02mgを超えないものとする
 - 複数の材料から多層包装を製造する場合、溶剤、接着剤、主要材料の残りを除去する必要がある、これらの溶剤の残りを合わせて、包装表面の1平方メートルあたり5mgを超えないようにしなければならない
- 「UAE.S 5009 :2009 酸化型生分解性プラスチック袋とその他の使い捨てプラスチックの基準と仕様 (Standard & Specification For Oxo-Biodegradation Of Plastic Bags And Other Disposable Plastic Objects)」
- 「UAE.S GSO 1194 :2002 食品パッケージに適用されるポリエチレンバッグの検査方法 (Methods Of Testing Polyethylene Bags For Food Packaging Applications)」

根拠法令及び関連リンク
(2024年2月現在)

- MoIATウェブサイト (基準・規制) : <https://moiat.gov.ae/en/services?cat=Standards%2BServices&subcat=Selling%2BStandards>
- UAE.S GSO 839 :2021 食品包装-パート1:一般的要件 (Food Packages - Part 1: General Requirements)
- UAE.S GSO 1863 :2013 食品包装-パート2:プラスチック包装の一般的要件 (Food packages - Part 2: Plastic package - General - requirements)
- UAE.S 5009 :2009 酸化型生分解性プラスチック袋とその他の使い捨てプラスチックの基準と仕様 (Standard & Specification For Oxo-Biodegradation Of Plastic Bags And Other Disposable Plastic Objects)
- UAE.S GSO 1194 :2002 食品パッケージに適用されるポリエチレンバッグの検査方法 (Methods Of Testing Polyethylene Bags For Food Packaging Applications)

UAE向け食品輸出プロセス 2. 輸入食品の事前登録



2. 輸入食品の事前登録

- 輸入食品の大半はドバイ（UAEの国際貿易の中心）からUAEに輸入されており、輸入貨物の8割程度がドバイから輸入されていると言われている。ドバイへ食品を輸出するためには、現地の輸入者（後述）がすべての輸入食品に対してシステム登録及びラベル申請を行う必要がある。このプロセスは、FIRSシステムもしくはZADシステムを通じて行う
 - FIRS（Food Import Re-Export System）システム：ドバイの食品管理システム
 - ZAD（アラビア語で食品の意）システム：UAEの各首長国で共通運用するMOCCAEのポータルサイト

※ドバイ市政庁に確認したところ、FIRSシステムとZADシステムは連携しており、輸入食品のシステム登録等はいずれか1つのシステムで完了すればよい

 - ZADIポータル：ドバイは近年、輸入に必要なすべての主要サービスの統合プラットフォームであるZADIシステムを確立した。ZADI ポータルを通じて、輸入業者は食品輸入申請、再輸出食品輸入、食品登録、食品ラベル評価、税関サービス、食品検索、税関申告の申請ができる
-
- 輸入食品の事前登録の流れ（ドバイの場合）
 1. 企業の登録：商業ライセンスを持つ輸入者がドバイ市政庁もしくはMOCCAEのウェブサイトに登録してアカウントを作成する
 2. 食品登録：輸入者はFIRSシステムもしくはZADシステムで食品の情報を入力し、輸入元国の衛生証明書（後述）とドバイ市の中央研究所からのラボ検査証明書をアップロードする。新製品を登録するには、ドバイ市の中央研究所での臨床検査が必要であり、輸入者はサンプルをラボの食品及び環境セクションに直接提出する必要がある。サンプルの量はドバイ市が要求する検査の種類によって異なり、テストの種類によっては結果が届くまでに最大5営業日かかる場合がある
 3. ラベル評価：バーコード番号に基づいて輸入する食品をFIRSに登録し、ラベル評価手続きを行う。ラベル評価申請では、製品ラベルのコピーをアップロードして、成分を中心とした詳細な情報を入力する
 4. 食品輸入申請：FIRSシステムもしくはZADシステムを通じて必要情報を入力し、輸入申請を提出する（詳細は後述）。手続きが完了すると照会番号が作成され、この番号は港での検査時に必要になる

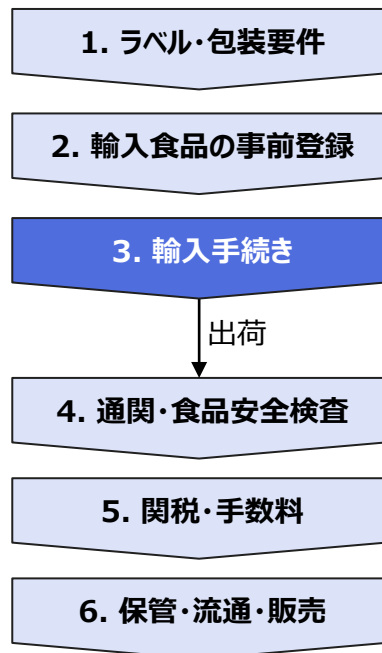
■ 実施者

- 現地の輸入業者または代理店
- 商業ライセンス及び会社コードを取得した現地法人が輸出入業務を行うことができる

根拠法令及び関連リンク
(2024年2月現在)

- ドバイ市政庁「IMPORT AND RE-EXPORT REQUIREMENTS FOR FOODSTUFF（輸入食品に関する規制）」：
http://www.foodsafe.ae/pic/requirements/Food_Import_and_Re-export_Requirements_Eng.pdf
- ドバイ市政庁「FOOD CODE（食品安全基準に関するガイドライン）」：
http://www.foodsafe.ae/contentfiles/uploads/food_code_english_interactive.pdf
- ドバイ市政庁「食品の登録及び評価申請方法」：
<https://hub.dm.gov.ae/link/services/details?servicecode=2974>
- [FIRSシステム](#)
- [ZADシステム](#)
- [ZADIポータル](#)
- 【参考】アブダビにおける輸入食品のシステム登録：[リンク](#)

UAE向け食品輸出プロセス 3. 輸入手続き



3. 輸入手続き

輸入手続き（ドバイの場合）

- 食品輸入申請は以下の情報を提出する
 - 輸入業者は、入国港、航空券番号、到着日、原産国、その他関連する詳細情報（FIRSシステムもしくはZADシステム）
- 申請に必要な書類
 - 荷渡指図書
 - 船貨証券
 - インボイス
 - パッキングリスト
 - 輸入元国の原産地証明書
 - 輸入元国の衛生証明書*（サイン認証必要）
 - ハラル証明書*（必要な場合）

*MoIATに登録された日本のハラル認証団体が発行したハラル証明書が必要である
- *衛生証明書について
 - 日本の商工会議所で衛生証明書の代替となるサイン証明書を取得する必要がある。その際、ドバイ向けにかぎっては、サイン証明書の書式が規格化されている（次ページ参照）
 - 水産物は天然・養殖を明示する必要がある。養殖の場合は、動物由来原料を含む飼料を与えていない旨の証明書が必要である（衛生証明書の代替であり、商工会議所でサイン証明を受ける必要がある）
 - UAEに日本から菓子類・水産物を輸入する場合は、動物及び植物検疫証明書なしで輸出できる
- 実施者
 - 現地の輸入業者または代理店
- 所管官庁・機関
 - 各首長国の税関及び食品安全局や食品管理庁

根拠法令及び関連リンク
(2024年2月現在)

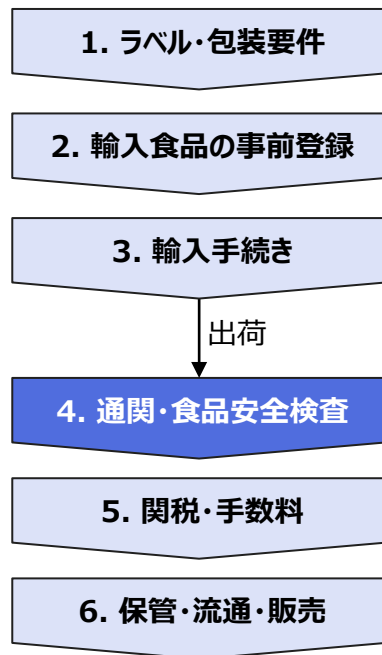
- ドバイ市政庁「IMPORT AND RE-EXPORT REQUIREMENTS FOR FOODSTUFF（輸入食品に関する規制）」：
http://www.foodsafe.ae/pic/requirements/Food_Import_and_Re-export_Requirements_Eng.pdf
- ドバイ市政庁「FOOD CODE（食品安全基準に関するガイドライン）」：
http://www.foodsafe.ae/contentfiles/uploads/food_code_english_interactive.pdf
- ドバイ市政庁「食品の登録及び評価申請方法」：
<https://hub.dm.gov.ae/link/services/details?servicecode=2974>
- [FIRSシステム](#)
- [ZADシステム](#)
- [ZADIポータル](#)
- 【参考】アブダビにおける輸入食品のシステム登録：[リンク](#)

別添 1

別圖 2

Answer

UAE向け食品輸出プロセス 4. 通関・食品安全検査



4. 通関・食品安全検査

■ 輸入時の食品安全検査

- ドバイの場合、食品のラボ検査はドバイ市政庁食品安全局の食品輸入再輸出サービス（FIRS）システムのリスク基準に従ってサンプルを抽出し実施する（ドバイ市政庁のFOOD CODEにおいて、魚類は高リスク食品に分類されている。検査頻度等の詳細は不明である）
- アブダビ首長国では、食品の種類によってヒトに及ぼすリスクを高中低の3段階に分け、食品検査を実施している
 - ・ 「Seafood（水産物）」カテゴリーは高リスクに分類され、0～10%については衛生書類の確認のみ、0～10%については衛生書類の確認と貨物検査（現地当局担当者による貨物の目視検査）、残りの80～100%については衛生書類の確認と貨物検査に加えサンプル抽出とラボラトリー検査を実施する
 - ・ チョコレートやビスケット、キャンデーなどの菓子は、中リスクに分類され、50～70%については衛生書類の確認のみ、15～25%については衛生書類の確認と貨物検査、15～20%については衛生書類の確認と貨物検査に加えサンプル抽出とラボラトリー検査を実施する

■ 所管官庁・機関

- 各首長国の税関及び食品安全局や食品管理庁

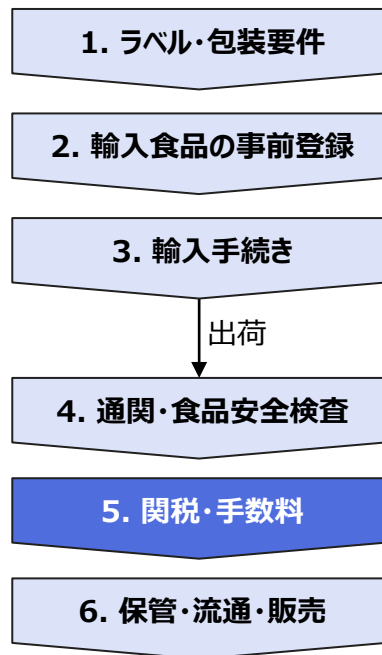
■ その他留意事項

- 製品が検査官に拒否された場合、もしくは保留となった場合、FIRSシステムに通知される
- 輸入業者はFIRSを使用して異議申し立てが可能である

根拠法令及び関連リンク
(2024年2月現在)

- ドバイ市政庁「IMPORT AND RE-EXPORT REQUIREMENTS FOR FOODSTUFF（輸入食品に関する規制）」：
http://www.foodsafe.ae/pic/requirements/Food_Import_and_Re-export_Requirements_Eng.pdf
- ドバイ市政庁「FOOD CODE（食品安全基準に関するガイドライン）」：
http://www.foodsafe.ae/contentfiles/uploads/food_code_english_interactive.pdf
- ドバイ市政庁「食品の登録及び評価申請方法」：
<https://hub.dm.gov.ae/link/services/details?servicecode=2974>
- [FIRSシステム](#)
- [ZADシステム](#)
- [ZADIポータル](#)
- 【参考】アブダビにおける輸入食品のシステム登録：[リンク](#)

UAE向け食品輸出プロセス 5. 関税・手数料



5. 関税・手数料

■ 関税体系

- UAEにおける関税率は原則として一律5%であるが、アルコール（税率50%）、タバコ（税率100%）といった例外品目もある
- GCC統一関税法により、GCC諸国で製造された製品及び他のGCC諸国で通関した製品は免税となる
- 水産物：HSコードが0302で始まる魚（生鮮のもの及び冷蔵したもの）やHSコードが0306で始まる甲殻類及びその加工品などには関税は課されない。その他の水産物（HSコードが0303、0304、0305、0307、0308から始まるもの）は5%の関税が課される
- 菓子類の対外税率は5%

■ 必要書類

- インボイス（CIF（運賃保険料込みの条件）で発行されたもの）

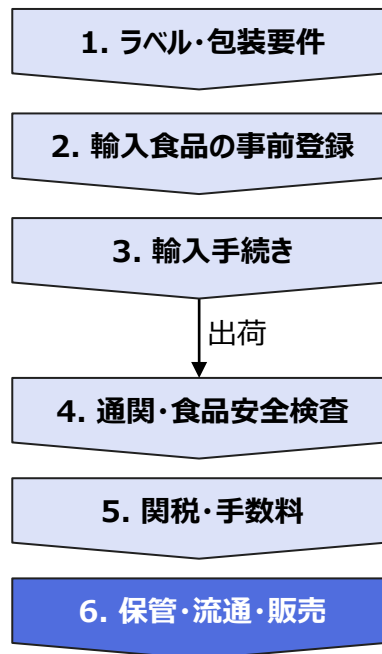
■ その他留意事項

- 日本を対象とした特別協定や特別関税率はない
- UAEのフリーゾーンは保税区でもあるため、そこで輸入された商品はフリーゾーンの外（一般の内地）に持ち出さない限り輸入関税は徴収されない

根拠法令及び関連リンク
(2024年2月現在)

- 連邦関税庁 ホームページ：
<https://uaecustoms.ae/Home.aspx?ReturnUrl=%2f>
- GCC統一関税法（Common Customs Law of the GCC states）：<https://www.gcc-sg.org/en-us/CognitiveSources/DigitalLibrary/Lists/DigitalLibrary/Customs/1274258180.pdf>
- JETRO アラブ首長国連邦の主なフリーゾーン：
https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/ae/invest_03/pdfs/ae8B010_gaishi_syourei_freezone.pdf

UAE向け食品輸出プロセス 6. 保管・流通・販売



6. 保管・流通・販売

- UAEにおける食品輸送に関する要件はDM-FSD-GU63 “REQUIREMENTS FOR FOOD TRANSPORTATION AND DELIVERY VEHICLES GUIDELINES”などで定められている
- 食品輸送と温度管理に関する主な規制・留意事項
 - A) 食品は汚染を防ぐ方法で輸送されるべきである
 - B) 食品は輸送中に非食品から分離する必要がある
 - C) 食品は以下の温度内に保持しなければならない
 - 冷蔵食品：5℃以下
 - 冷凍食品：-18℃以下
 - その他すべての食品：人体に危険を及ぼさない適切な温度
 - D) 輸送トラックは食品の適切な温度を維持できる必要がある。冷凍食品の輸送車両は温度管理がされている必要がある
 - E) 食品輸送車両のサーモグラフィ温度は、食品が輸出国境で積み込まれた最終日から入国国境で検査された日まで記録されなくてはならない
 - F) 冷蔵食品の場合、停電は最大2時間まで許容される。ただし、電力が復旧した後は温度を5℃に戻す必要がある。温度測定が遵守されていない場合、食品の温度が5～8℃の場合は、5℃以下まで食品を冷やす必要があり、食品の温度が8℃を超えた場合、その食品は廃棄される
 - G) 冷凍食品の場合、停電は最大24時間まで許容される。ただし、停電復帰後は、霜取り時間を除き、-18℃以下に戻す必要がある
- UAEで水産物・菓子類を輸入・販売するにあたり、輸入者は各国首長国において食品に特化した商業ライセンスまたは一般商業ライセンスを取得する必要がある（UAE国内共通のライセンスや登録はない）。商業ライセンスの発行は各首長国の経済発展局（DED：Department of Economic Development）がそれぞれ実施している。輸入者は、税関で登録し、会社コードを取得する必要がある
- 所管官庁・機関
 - 各首長国の税関及び食品安全局や食品管理庁
 - 各首長国の経済発展局（DED：Department of Economic Development）

根拠法令及び関連リンク
(2024年2月現在)

- DM-FSD-GU63 (REQUIREMENTS FOR FOOD TRANSPORTATION AND DELIVERY VEHICLES GUIDELINES) :
<https://www.dm.gov.ae/wp-content/uploads/2022/12/DM-FSD-GU63-Requirements-for-food-transportation-and-delivery-vehicles-guidelines-3.pdf>
- ドバイ市政庁「IMPORT AND RE-EXPORT REQUIREMENTS FOR FOODSTUFF（輸入食品に関する規制）」:
<http://www.foodsafe.ae/pic/requirements/Food Import and Re-export Requirements Eng.pdf>
- ドバイ市政庁「FOOD CODE（食品安全基準に関するガイドライン）」:
http://www.foodsafe.ae/contentfiles/uploads/food_code_english_interactive.pdf
- ドバイ 経済発展局 e-Services :
<https://eservices.dubaided.gov.ae/Pages/Anon/GstHme.aspx?dedqs=PM671p6QBb0IV1okx2JABgxOLLKXOgPx>
- アブ Dhabi 経済発展局 :
<https://added.gov.ae/en>

説明項目

- 市場概要
- 流通構造
- 調査対象品目別調査・分析
 - 菓子類（米菓、スナック菓子）
 - 水産物（ブリ、ホタテ）
- 食品の輸入方法・手続き
- **輸入品に係るハラル認証**
- 食品の輸入・流通に係る障壁と輸出拡大に向けた方策案

UAEにおける輸入品に係るハラール認証

MoIAT ([Standards Relative to Halal](#)) によると、UAEのハラール規制は以下のUAE及びGSOの基準に準拠している
 イスラム教の教えにおいて、主に豚、アルコール、血液、屍肉を口にすることは禁止されている。豚に関しては、豚肉のみではなく、豚のエキスや豚の成分が含まれる添加物等も含まれる。また、と畜方法についても決まりがあり、豚以外の動物由来食材であってもイスラム教のと畜方法によらずにと畜された肉は禁止されている

主なUAEのハラール基準（MoIATより）	参照番号	概要
Halal products - Part one: General Requirements for Halal Food	UAE.S 2055 -1	ハラール食品に関する一般要件
Halal products - Part (2) : General Requirements for Halal Certification Bodies	UAE.S 2055 -2	ハラール認証団体に関する一般要件
Animal Slaughtering Requirements According to Islamic Rules	UAE.S 993	イスラム法に基づく動物のと畜に関する要求事項
Hygienic Regulations For Poultry Processing Abattoirs And Their Personnel	UAE.S GSO 713	家禽加工処理場とその人員の衛生規則
Hygienic Regulations for Food Plants and Their Personnel	UAE.S GSO 21	食品工場とその人員の衛生規則
Labelling of Prepackaged Food Stuffs	UAE.S GSO 9	包装食品のラベル表示
Halal Products- Part 4:Requirements for Cosmetics and Personal care	UAE.S 2055 - 4	化粧品及びパーソナルケア製品に関する要件

出典：MoIATウェブサイト、米国農務省（2022）『Food and Agricultural Import Regulations and Standards Country Report United Arab Emirates』、みずほ銀行（2023）『ハラール及びコーシャマーケットにおける、認証食品を含めた日本産品の輸出環境実態調査』、JETROウェブサイト等よりGlobal Angle作成

UAEにおける輸入品に係るハラール認証

ハラール認証とは、対象となるものがイスラム法に則って生産・製造されていることをハラール認証団体が監査・保証する制度である。すべての食品についてハラール認証を取得しないと輸出できないと誤解されることも多いが、食肉及び肉関連製品以外のハラール認証取得は必須ではない。

・今回の調査対象品目では、**米菓やスナック菓子が牛肉・鶏肉など動物由来成分を含む場合はハラール認証が必要**となる。魚肉についてはハラール認証は必要ない。

ハラールと認められない食品 (輸入禁止)

- ・ 豚（豚肉、豚肉由来のエキスや添加物を含む）
- ・ アルコール
- ・ 豚以外の動物由来食材（イスラムのと畜ルールに則らずにと畜された動物の肉、動物の血液、屍肉）

ハラール認証が必要な食品 (輸入規制)

- ・ 食肉（豚肉は禁輸）
- ・ 動物由来成分を含む食品（豚肉由来のエキスや添加物を含む食品は禁輸）
※魚肉は含まれない

ハラール認証

- ・ UAEにおいては、MoIATがハラール団体の許可登録、MOCCAEがと畜場・食肉処理場の施設を衛生認可登録、各首長国政府輸入許可部局がUAE向け輸入食品を事前登録する。なお、UAE向け水産品・菓子類においては加工工場・製造工場の登録は必要ない
- ・ ハラール認証マークのある製品は、豚やアルコール等の禁止成分が含まれていないこと、最終製品においては原材料、加工、流通などフードチェーン全体においてイスラム法に則り基準を満たしていることを意味する
 - 飼育の段階においては豚と隔離された畜舎で飼育していること
 - 加工食品の製造における調達段階では、香料や調味料に至るまでハラール対応した原材料であること
 - 輸送において、ハラール製品と非ハラール製品は完全に分離されること

UAEにおける輸入品に係るハラール認証

2024年2月時点、UAEのMoIATに登録されている日本のハラール認証団体は2団体である。食肉や動物由来成分を含む食品をUAEへ輸出する際には、ハラール認証団体が発行したハラール証明書が必要である

日本イスラーム文化センター (JIT)



Phone:	81339715631
Fax:	81359506310
Official Website:	www.islam.or.jp
Official Email Address:	Japanislamictrust.halal@gmail.com

[ハラール認証取得手順・手続き](#)

Prime Certification and Inspection Company LTD. Japan (PCIC)



Phone:	81432054995
Fax:	81432054996
Official Website:	www.primegroup.ae
Official Email Address:	info@primeci-japan.com

[ハラール認証取得手順・手続き](#)

参考：UAE輸出食肉取扱施設リスト

アラブ首長国連邦向け輸出食肉取扱施設リスト

List of Meat Processing Establishment for the Export to United Arab Emirates

令和6年1月4日現在

As of 4 January 2024

施設の名称及び住所 Processing Establishment			自治体 Competent Authority
名称 Name	住所 Address	と畜場又は食肉処理場 Type of Establishment	
株式会社北海道畜産公社北見工場北見 地区総合食肉流通センター HOKKAIDO LIVESTOCK CORPORATION CO., LTD. KITAMI FACTORY KITAMI DISTRICT GENERAL MEAT DISTRIBUTION CENTER	北海道網走郡大空町東藻琴千草72番地の1 72-1, Chigusa, Higashimokoto, Ohzora-cho, Abashiri-gun, Hokkaido, Japan	と畜場 Slaughterhouse	北海道 Hokkaido
		食肉処理場 Cutting Plant	
羽曳野市立南食ミートセンター Habikino City Nanshoku Meat Center 植生ミートパッカー株式会社 HANEW MEAT PACKERS INC.	大阪府羽曳野市向野2丁目4番14号 2-4-14 Mukaino, Habikino-shi, Osaka, Japan	と畜場 Slaughterhouse	大阪府 Osaka Prefecture
		食肉処理場 Cutting Plant	
三田食肉センター Sanda Meat Center	兵庫県神戸市北区長尾町宅原11 11, Eibara Nagao-cho, Kita-ku, Kobe, Hyogo, Japan	と畜場 Slaughterhouse	神戸市 Kobe City
		食肉処理場 Cutting Plant	
株式会社にし阿波ビーフ NISHIAWA BEEF LTD.	徳島県三好郡東みよし町足代890番地3 890-3 Ashiro, Higashimiyoshi-cho, Miyoshi-gun, Tokushima, Japan	と畜場 Slaughterhouse	徳島県 Tokushima Prefecture
		食肉処理場 Cutting Plant	
株式会社熊本中央食肉センター Kumamoto Chuo Meat Center Co., Ltd	熊本県宇城市豊野町巢林548番地 548, Subayashi, Toyono-machi, Uki-shi, Kumamoto, Japan	と畜場 Slaughterhouse	熊本県 Kumamoto Prefecture
株式会社杉本本店 Sugimoto-Honten Co., Ltd	熊本県宇城市豊野町巢林538番地 538, Subayashi, Toyono-machi, Uki-shi, Kumamoto, Japan	食肉処理場 Cutting Plant	

説明項目

- 市場概要
- 流通構造
- 調査対象品目別調査・分析
 - 菓子類（米菓、スナック菓子）
 - 水産物（ブリ、ホタテ）
- 食品の輸入方法・手続き
- 輸入品に係るハラール認証
- **食品の輸入・流通に係る障壁と輸出拡大に向けた方策案**

UAEにおける食品の輸入・流通に係る障壁と輸出拡大に向けた方策案

UAEは中東地域における物流の中心拠点としての役割を担っており、食品輸入に係る規制・システム及び物流に係るインフラは十分に整備されている

- 日系商社及び現地輸入業者に対するヒアリングにおいて、輸入・流通に係る障壁や問題は指摘されなかった
- ドバイ市政庁（カスタマーサービス担当）に対してヒアリングを行ったところ、輸入プロセスにおいて散見されるミスとして「輸入食品の事前登録の不備」と「不十分なラベル表記」が指摘された。いずれも現地輸入業者側のミスであり、最新規制の確認やその遵守徹底といった基本的な対策が求められる。日本の輸出業者においては、食品の種類に応じて適切な現地輸入業者（代理店含む）を選定することが重要である

主な輸入・流通に係る障壁

